

## 「地域観光魅力向上事業業務委託」

### プロポーザル実施要項

#### 1 趣旨・目的

本市におけるインバウンド施策は、近年、プロモーションを中心に実施しました。

プロモーションの対象となる観光コンテンツは、長年の経験に基づき作成された国内旅行者向けのガイドブックから選定していることが現状です。

このような状況から、所沢市のインバウンド施策を戦略的に行うためには、まず、本市のターゲットをどこに定めるべきか、このターゲットにとって魅力的な観光資源とは何なのか、観光資源の情報をターゲットに届けるためにはどのような手段をとるべきなのか、ノウハウを有する事業者による的確な分析をふまえ、所沢市にとって最適な戦略を立てる必要があると考え、本事業を設計しました。

本事業の業務は、OTA 掲載及び販売・プロモーション活動も含めた包括的な内容となっておりますが、まずは共に現地へ足を運び、共にインバウンド戦略を検討していただけるパートナーを選定したく、プロポーザル方式を採用しました。

本事業の趣旨にご賛同いただいた事業者様からの応募を心から期待しています。

#### 2 業務概要

##### (1) 業務件名

地域観光魅力向上事業業務委託

##### (2) 業務内容

別紙「地域観光魅力向上事業業務委託 仕様書」のとおり

##### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

##### (4) 事業規模（契約上限額）

10,000,000円（上限）

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

#### 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 過去5年間に地方公共団体、観光協会、民間企業と観光PRに関する業務委託契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 次に掲げる資格要件等を満たすことと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項第2号及び第3号の規定に該当しないこと。

(イ) 当該プロポーザル方式審査参加申込書提出から審査により交渉権者が特定されるまでの期間について、所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措

置要綱(平成20年4月1日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。  
なお、当該期間中に入札参加停止措置を受けた場合、その時点で参加資格を失うこととする。

(ウ) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をされた者。

#### 4 質問事項の受付

プロポーザルの内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

##### (1) 受付期限

令和8年6月17日(水)正午まで

##### (2) 受付方法

「質問書(様式1)」に記入の上、電子メールで提出すること。

(メールアドレス: a9155@city.tokorozawa.l<sup>エル</sup>g.jp)

##### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名等を伏せた上で、市ホームページにて公開する。なお、電話等による質問については、委託業務の内容に関するものは応じない。

#### 5 参加手続き

##### (1) 担当部署及び問い合わせ先

所沢市産業経済部商業観光課 インバウンド推進室

〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1 市役所別館

電話: 04-2998-9155

メール: a9155@city.tokorozawa.l(エル)g.jp

##### (2) 実施要項等の公表・配布

令和8年6月12日(金)から市ホームページにて掲載

##### (3) 参加申込書類の提出方法、提出場所及び提出期限

###### (ア) 提出期限

令和8年6月24日(水)正午まで

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

###### (イ) 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、「プロポーザル参加希望書(様式2)」を提出すること。

**【宛先】**

所沢市産業経済部商業観光課 インバウンド推進室  
〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1 市役所別館  
電話：04-2998-9155  
メール：a9155@city.tokorozawa.lg.jp<sup>エル</sup>

※郵送の場合は、到着したことを確認できる種類で郵送することを推奨する。なお、不着の場合の責任を市は負わないこととする。

**(4) 参加資格の確認結果及び提案要請の通知**

令和8年6月24日（水）から25日（木）までの間に電子メールにて送付する。

**6 事業全体のスケジュール（予定）**

実施項目	日程
実施要項の公表（市ホームページ）	令和8年6月12日（金）
実施要項等に関する質問受付	令和8年6月17日（水）正午まで
質問に対する回答	令和8年6月19日（金）
参加希望書関係書類の提出	令和8年6月24日（水）正午まで
参加資格審査結果兼書類提出要請	令和8年6月24日（水）～25日（木）
企画提案書等の受付	令和8年6月29日（月）正午まで
審査（書類審査・プレゼン・ヒアリング等）	令和8年7月3日（金）
優先交渉権者決定等結果通知	令和8年7月8日（水）頃
優先交渉権者との契約に関する協議	令和8年7月10日（金）頃
契約締結	令和8年7月13日（月）頃

※上記スケジュールは予定であり、日程に変更が生じることがあります。

**7 企画提案書等の提出****(1) 提出期限**

令和8年6月29日（月）正午まで（時間厳守）

**(2) 提出部数**

10部（正本1部、副本9部）を10に記載の連絡先に持参又は郵送すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

※郵送の場合は、到着したことを確認できる種類で郵送することを推奨する。なお、不着の場合の責任を市は負わないこととする。

**(3) 提出書類及び留意事項**

企画提案書は「地域観光魅力向上事業業務委託仕様書」の内容を満たす提案内容で、提出書類ごとにA4版で作成すること。

順番	名称	様式	留意事項
1	表紙	様式3	
2	目次	任意書式	
3	会社概要	様式4	・法人の概要（設立趣旨、事業内容、実績）が分かるパンフレット等を添付すること。
4	提案内容	任意書式	・企画提案の理念と基本方針、仕様書の各項目に沿った実施内容、方法及び各項目の目標数値を記載すること。 ・仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」と「独自で上乘せするもの」の区別が明確に判別できるようにすること。 ・審査基準の「企画提案書等記載項目」の各項目に分け記載すること。
5	業務工程表	任意書式	
6	業務の実施体制調書	任意書式	・本事業における担当者の実施体制を明記すること（担当者のキャリア紹介・役割も含めて記載） ・本市職員と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。
7	委託料見積書	任意書式	・宛先は「所沢市長 小野塚 勝俊」とすること。 ・法人代表者印を押印すること。
8	誓約書	様式5	
9	類似事業の実績を証する書類の写しと現物		・契約書、完了検査結果通知と納品物等の写しを添付すること。

※副本にも全ての添付書類を添付すること。ただし、「委託料見積書」及び「誓約書」についてはコピーを添付すること。

(4) その他

- ア 企画提案は1者につき1提案に限り、複数の提案があった場合には当該提案者の企画提案を全て失格とする。
- イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

## 8 審査

### (1) 審査方法

- ア 地域観光魅力向上事業業務の契約相手方の交渉権者を厳正かつ公正に選定するため、所沢市地域観光魅力向上事業業務委託プロポーザル方式審査委員会を設置し、企画提案書関係書類一式を審査する。
- イ プレゼンテーションには、該業務担当予定の者が必ず出席すること。
- ウ プレゼンテーションの実施時間は、1提案者につき30分(質疑応答15分を含む)とする。
- エ プレゼンテーション及び審査は非公開とする。
- オ プレゼンテーションに使用する機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは市が準備し、パソコンは提案者が用意するものとする。
- カ (2) 審査基準に基づき、提出された企画提案書について、審査、評価し、最も優れた提案を行った者(優先交渉権者)及び次点者(次点交渉権者)を決定する。
- キ 提案書類等の提出があったのが1者のみの場合でも、審査基準に基づき審査を実施する。

### (2) 審査基準

別紙「所沢市地域観光魅力向上事業業務委託プロポーザル方式審査基準」のとおりとする。

### (3) 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格として審査対象から除外する。

- ア 提出書類の虚偽の記載が認められた場合
- イ 審査委員に直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- ウ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が認められた場合

### (4) 審査結果の通知及び公表

審査結果確定後速やかに全ての提案者に審査結果を通知し、また本市ホームページに掲載、公表する。なお、公表事項は次のとおりとする。

- ア (案件名)
- イ (業務概要)
- ウ (優先交渉権者名)
- エ (審査経過)
- オ (問い合わせ先)

## 9 契約手続き

本市は、審査の結果、最も優れた提案と評価された者である優先交渉権者を特定し、その者と提案内容を仕様反映させるなどの契約締結に必要な協議を行う。

その協議により調整された仕様に基づいて見積合わせを実施し、条件が整った場合は、契約手続を行うこととする。条件が折り合わない場合は、優先交渉権者から辞退届の提出を受け、次点交渉権者と同様の協議、契約手続を進めることとする。

その他契約手続は、所沢市契約規則の定めるところによることとする。

#### 10 提出及び問い合わせ先

〒359-8501

埼玉県所沢市並木1-1-1 所沢市役所別館

所沢市産業経済部商業観光課 インバウンド推進室

電話：04-2998-9155

メール：a9155@city.tokorozawa.l<sup>エル</sup>g.jp